

11. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・この定期預金は、自動継続定期預金で取扱います。 ・自動継続定期預金の期日処理は、元利継続扱い、元金継続扱いのいずれでも取扱います。 ・この定期預金は「総合口座」の担保定期預金に組入することができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率を適用します。)
12. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
13. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店またはリスク統括部（9時～17時、電話：0800-080-5100）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
14. その他参考となるべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・金利環境の変化により、適用金利や販売条件を変更する場合があります。 ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)

「青い森しんきん相続定期預金」（金利上乗せスーパー定期）